

令和8年3月16日

こども家庭庁

こども家庭庁ホームページへ公表

## 令和7年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」受賞企業決定

こども家庭庁ではこのほど、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を積極的に支援している企業や団体の中から5社を、令和7年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」に決定しました。受賞企業への表彰状授与式は、3月19日(木)17時30分から、こども家庭庁にて開催します。

子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、ひとり親家庭の親の就業は困難な状況にあります。このことからこども家庭庁では、ひとり親家庭の自立のためには就業支援が特に重要であると考え、積極的にひとり親の就業支援に取り組んでいる企業・団体への表彰を実施しています。

今年度は、以下の企業を表彰します。

### 【表彰企業および表彰理由】

表彰企業：社会保険労務士法人 和(大阪府大阪市)

株式会社エルダーテイメント・ジャパン(千葉県千葉市)

医療法人 鳳林会(三重県津市)

FitLIFEDESIGN 株式会社(長崎県諫早市)

株式会社 シルバーネスト(和歌山県和歌山市)

理由：ひとり親家庭の親が仕事と家庭を両立し、働きやすい環境や制度が充実している。また、ひとり親家庭の親を相当数雇用するなど、積極的な雇用に努めている。

### 表彰状授与式

日時：令和8年3月19日(木)17:30～

場所：東京都千代田区霞が関 3-2-5

霞が関ビルディング21階 こどもまんなかひろば

カメラ撮りは表彰状授与までです。

撮影に当たっては事務局の指示に従ってください。

【別添】

別添1 表彰企業の概要、具体的な取り組み、企業からのメッセージ

別添2 実施要領

別添3 表彰基準

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局家庭福祉課就業支援係  
TEL 03-6859-0186

# 社会保険労務士法人 **和** なごみ



学術研究、専門・技術サービス業

<https://www.101dog.co.jp/>



## PROFILE

設立年 : 1988 年  
 代表者 : 床田 知志  
 従業員数 : 45 名 (2025.12.1現在)  
 ひとり親の雇用状況 (2025.12.1現在) :  
 ・全従業員に占めるひとり親の割合 : 8.9%  
 ・全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 : 8.9%  
 ・ひとり親家庭の親の平均勤続年数 : 7年6か月

事業内容 :  
 社会保険労務士事務所



## 福利厚生行事等を通じた定着しやすい社内気運の醸成に取り組んでいます！

### 子育てのサポートとして取り組んでいること

福利厚生行事（社員旅行等）への子どもの招待や、子ども参観日（職場見学会）の開催で企業に定着しやすい社内気運の醸成など、ひとり親が安心して就労できる独自の取組を実施し、子育てをサポート。

### 受賞企業からのメッセージ

社会保険労務士法人和（なごみ）は、従業員の過半数が女性で管理職の半数以上も女性が占める等、多くの女性が活躍しており、働きながら家事・育児に取り組む社員も多く在籍しています。

子育て中の社員だけではなく、すべての社員が「ワークライフバランス」の取れた働き方ができるよう様々な取組を実施しています。

- ノー残業デー 基本、毎週水曜日に設定し互いに調整し定時に帰宅できるようにし、家族との時間やリフレッシュの時間を確保しています。
- 時差出勤制度 業務や家庭の状況に合わせ、毎日7:00から9:30まで30分単位で始業時刻を選択し、柔軟に働くことができます。
- テレワーク こどもの学校行事や休校等で出社が難しいときは、テレワークに切り替えることで育児との両立を図っています。
- 家族参加の社内イベント実施 年1回、職場見学会を兼ねた「なごみフェスティバル」を開催し、ご家族に職場で働いている姿を見学していただいています。社員旅行や味覚狩り等では、子ども達が仲良くなったり、それぞれの親が子どもの成長度合いを見守っています。

### 柔軟な働き方や収入アップ・キャリアアップ支援として取り組んでいること

- ・短時間正社員制度、準社員制度（残業・休日出勤なし）、時差出勤制度、在宅ワーク、時短勤務等、社員の状況に合わせた柔軟な働き方を整備。
- ・パートタイマーの定期昇給・随時昇給による収入確保の取組み。
- ・正社員転換制度等キャリアアップ制度。

# 株式会社エルダーテイメント・ジャパン

医療・福祉業

<https://www.tida-ds.com/>



## PROFILE

- 設立年 : 2008 年  
代表者 : 糠谷 和弘  
従業員数 : 209 名 (2025.12.1現在)  
ひとり親の雇用状況 (2025.12.1現在) :  
・全従業員に占めるひとり親の割合 : 7.2%  
・全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 : 5.3%  
・ひとり親家庭の親の平均勤続年数 : 5年3か月

## 事業内容 :

介護・保育・障害福祉事業

## 急な休みをカバーする体制の整備と、業務の属人化防止に取り組んでいます！

### キャリアアップ支援として取り組んでいること

職種・等級・役割を段階的に整理したキャリアパス制度の構築、業務に必要な資格取得費用の補助など、未経験者や非正規雇用の職員が定着しやすくなるようなキャリアアップ制度。

### 受賞企業からのメッセージ

当法人は介護・保育・障害福祉事業を展開する約200名の組織です。対人援助の現場では「人」が最大の財産であり、多様な人材の定着が経営上の重要課題です。

私たちの強みは、残業が少ないことに加え、子育てや親の介護等の経験を持つ職員が多い点です。限られた人員体制ですが、日々の朝礼での情報共有や社員間の積極的な声かけを通じ、互いの状況を理解し合う取り組みを行っています。この「お互い様」と支え合う風土により、ひとり親の職員からも「急な子どもの発熱でも『うちもそうだったよ』と快くフォローしてもらえ、安心して働き続けられる」との声が寄せられています。他企業様へお伝えしたいのは、特別な支援制度を設ける以上に、日々の声かけから「多様な事情に共感し合える土壌」を作ることの重要性です。それがひとり親に限らず、全従業員が長く活躍できる強い組織づくりに繋がると考えています。

### 柔軟な働き方支援として取り組んでいること

- ・短時間正社員制度や子どもが病気の際のテレワーク、フレックスタイム、中抜け制度やPTA等の行事参加への特別休暇等、柔軟な勤務環境を整備。
- ・急な欠勤時にフォローし合う体制や業務の属人化を防ぐ役割分担の構築により、企業に定着しやすくする環境づくり。

# 医療法人 凰林会

医療・福祉業

<http://www.ohrin-mc.jp>



## PROFILE

設立年 : 1997 年  
 代表者 : 前田 章  
 従業員数 : 441 名 (2025.12.1現在)  
 ひとり親の雇用状況 (2025.12.1現在) :

- ・全従業員に占めるひとり親の割合 : 3.4%
- ・全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 : 2.5%
- ・ひとり親家庭の親の平均勤続年数 : 6年8か月

## 事業内容 :

地域に密着した医療、福祉、保健サービスの提供、そして安心と信頼、心ある対応を念頭に最良の看護、介護を目指しています。

## 家庭環境等の変化に応じたパートと正社員との間での柔軟な契約変更を行っています！

### キャリアアップ支援として取り組んでいること

研修や資格取得の機会は正規・非正規職員を問わず全員平等であり、未経験者や非正規雇用の職員が定着しやすくなるようなキャリアアップ制度を整備しています。

### 柔軟な働き方や両立支援として取り組んでいること

- ・ 家庭環境や私生活の変化に応じて、パートと正社員の契約を柔軟に変更可能としているほか、中抜けや時短勤務等、多様な勤務制度を整備しています。
- ・ 家庭の時間の確保を基本としつつも、しっかり働きたいという方向けには365日24時間無料で利用可能な施設内託児所を設け、小さいお子様がいる方も安心して夜勤を含むシフト勤務などで働けるような体制を整えています。

### 受賞企業からのメッセージ

家庭と仕事を両立する上で、収入のことや安定した就労ができるかということに多くの方が悩んでいます。各ご家庭の状況は様々で、どうすることで不安を取り除き働き続けることができるのか、悩んでいることを耳にした際には当法人は職員の話聞き、できる限りの提案を心掛けています。

#### ★ ひとり親の従業員の声 ★

子供が小学生の頃、昼の時間しか働けないと思い日勤のパートで働いていました。収入のことや、毎日育児家事と仕事の繰り返しの毎日で色々悩んでいましたが、法人の方に相談して、できるときは夜勤をしたり、一時的に子供のお迎えが必要なときは時短勤務にさせていただいたりし、正社員として働ける状況になったときはすぐに正社員としていただきました。またその後も引き続き職場の方々にも働き方を気にかけてもらえ、ここまで安心して働き続けることができました。そんな我が子もう高校生となりました。育児を頼れる人がいないひとり親の方にとっても、託児所があり小さいお子さんを預かってくれるので安心というところもこの職場の良いところだと思います。

# Fit LIFE DESIGN 株式会社

## リハビリテーション あいのわ

医療・福祉業

<https://www.reha-ainowa.co.jp/>



### PROFILE

- 設立年 : 2014 年  
代表者 : 代表取締役 坂枝真一  
従業員数 : 118 名 (2025.12.1現在)  
ひとり親の雇用状況 (2025.12.1現在) :  
・全従業員に占めるひとり親の割合 : 8.5%  
・全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 : 4.2%  
・ひとり親家庭の親の平均勤続年数 : 3年4か月

事業内容 : リハビリテーションあいのわは、長崎県諫早市を拠点に、通所介護(デイサービス)7事業所を中核に、訪問介護、訪問看護、短期入所、福祉タクシーなど12事業を展開する在宅ケアの総合商社です。高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、利用者の心身の状態や生活環境に応じたサービスを提供しています。

## 職場内コミュニケーションの活性化等を通じた安心して働ける環境整備に努めています！

### 定着サポートとして取り組んでいること

育児・介護休業等の休暇・休業制度についての相談係を配置するなど、職場内コミュニケーションの活性化をはかり、チームで業務を共有すること、誰が休んでも回る体制作り・休暇や時短がとりやすくなる雰囲気・柔軟な働き方を否定しない雰囲気づくりに取り組んでいます。

### 受賞企業からのメッセージ

当法人がひとり親の雇用に積極的に取り組んできた背景には、介護・福祉の現場において、子育てと仕事の両立に困難を抱える方々の現実を日々目の当たりにしてきたことがあります。人材不足が進む中、働く意欲と能力を持ちながらも家庭環境の制約によって就労機会が限られてしまう状況は、企業にとっても社会にとっても大きな損失です。

そのため当法人では、勤務時間の柔軟な調整や急な休暇への対応など、子育てをしながらでも安心して働き続けられる環境づくりを進めています。実際に、ひとり親として働く職員は高い責任感を持って業務に取り組み、職場にも良い影響をもたらしています。ひとり親の雇用は特別な取組ではなく、働く人に寄り添う職場づくりの延長線上にあるものだと考えています。本受賞が同様の取組の広がりにつながることを願っています。

### 柔軟な働き方や収入アップの支援として取り組んでいること

- ・短時間勤務や中抜け制度、看護休暇の時間単位取得など、子育てと仕事を両立するための柔軟な働き方が可能。
- ・パート職員に対する定期昇給・賞与の支給も行っています。
- ・有給取得しやすい環境。R6年度:63.4%(介護業界平均:53.7%)
- ・コミュニケーション活性化のための社内懇親会費の補助(2回/年)

# 株式会社 シルバーネスト

医療・福祉業

<https://www.silvernest.biz/>



## PROFILE

- 設立年 : 1996 年  
代表者 : 代表取締役 越野 公爾  
従業員数 : 70 名 (2025.12.1現在)  
ひとり親の雇用状況 (2025.12.1現在) :
- ・全従業員に占めるひとり親の割合 : 11.0%
  - ・全従業員に占める正社員であるひとり親の割合 : 9.6%
  - ・ひとり親家庭の親の平均勤続年数 : 7年10か月

事業内容 : 介護保険事業を中心とした、支援を必要とする方への介護福祉サービス提供。特に在宅への生活継続のための「訪問介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「通所介護」から、サービス付き高齢者向け住宅の運営までトータルで地域を支える介護事業を展開しています。

## 雇用制度の柔軟運用、業務に関連するキャリアアップ支援に取り組んでいます！

### キャリアアップ支援として取り組んでいること

働きながら職務内容に関するキャリアアップ（介護職員初任者研修の受講、専門学校への通学等）を行う社員に対しては、受講費用を会社で全額負担。

### 受賞企業からのメッセージ

もともと在宅介護の現場では活躍しているひとり親の方が多かったのですが、入社前の介護職の方に「子どもがいる、子どもができたという、24時間体制の介護現場では足を引っ張ると言われ、契約内容や処遇で不利になっている」という相談を受けました。勤務時間に制限があるだけで不利になるようではおかしい。人材を生かすという点でも、子育て世代・ひとり親の方にも安心して活躍してもらえる環境を作ろうと思い、働き方支援を始めることになりました。勤務時間を選択できる労働契約を明確に作り、それぞれの職員の間で、お互いの事情を理解し、ライフステージに合わせて働ける環境を整えたことで、今支える側の人も、支えてもらう側になれるという理解が進んだように思います。そして困ったときはお互い様という企業風土につながっています。最後まで住み慣れた場所で暮らしていただくための在宅介護にとって、お一人お一人のことを理解し、柔軟に対応することが求められますが、お互いの事情を理解し支えあうといった企業風土が醸成されれば、それが事業の質の向上にもつながると信じています。

### 柔軟な働き方支援として取り組んでいること

24時間365日対応が必要な介護サービス事業において1日5時間以上の範囲で1日の勤務時間を選択でき、土日祝日の出勤義務のない時給月給制による社員制度を導入しています。

## 令和7年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」実施要領

### 1 趣旨・目的

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」）の自立促進を図るためには、さまざまな取り組みにより、その就業機会の確保を図ることが重要である。

このため、ひとり親家庭の親を多数雇用している企業等や、母子・父子福祉団体等に事業を相当額発注している企業等といった、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、ひとり親家庭の親の就業の促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

### 2 表彰対象者

別添1「令和7年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準」（以下「表彰基準」）を満たす企業等とする。

### 3 表彰者

こども家庭庁支援局長とする。

### 4 候補企業等の募集及び推薦について

募集は、別添2の応募用紙により、自薦による応募を受け付けるほか、地方公共団体からの推薦を受け付ける。

### 5 募集期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月30日（金）

### 6 選考方法

- (1) 応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局がヒアリングを実施する。
- (2) 事務局による書面審査等の結果を基に、別添1の表彰基準を満たす企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

### 7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、こども家庭庁支援局内に審査委員会を設け選考する。

### 8 受賞企業の発表及び表彰

令和8年3月（予定）

### 9 事務局（問い合わせ先）

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 20階

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係

電話：03-6859-0186

Mail：kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp

## 令和7年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準

- 1 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体（以下「企業等」という。）

次の（１）から（６）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の雇用に関心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

- （１）ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること。

- ・ 「母子家庭の母、父子家庭の父の就業促進に係る考え方」を踏まえて判断する。

- （２）ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること。

- ・ 「母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進するための取組」、「母子家庭の母、父子家庭の父が仕事と家庭を両立して働き続けやすくなるような積極的な取組」及び「母子家庭の母、父子家庭の父が企業等に定着しやすくなるための取組」等の実施状況を踏まえて判断する。

- （３）ひとり親家庭の親を相当数雇用していること。

基準日及びその１年前の時点において、全従業員数が100人以上の企業等にあっては次のア及びイを、全従業員数が99人以下の企業等にあっては次のウ及びエを満たすこと。

**【全従業員数が100人以上の企業等の場合】**

- ア 全従業員のうち、ひとり親家庭の親の割合が3%以上であること。
- イ 全従業員のうち、ひとり親家庭の親を正社員（短時間正社員を含む。）として一定程度雇用していること。

**【全従業員数が99人以下の企業等の場合】**

- ウ ひとり親家庭の親を3人以上雇用していること。
- エ 全従業員のうち、ひとり親家庭の親を正社員（短時間正社員を含む。）として一定程度雇用していること。

- （４）基準日時点で雇用されているひとり親家庭の親の平均勤続年数が1年以上であること。

- （５）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

- （６）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

2 母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業等

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、ひとり親家庭の親の就業機会の確保に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

（１）母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額について、次により算出した割合が３％以上であること。

【計算式】  $X \div (Y+X) \geq 3\%$

X：ひとり親家庭の親の雇用換算人数＝（母子・父子福祉団体に対する年間発注額＋ひとり親家庭の親に対する年間発注額）÷236万円

Y：全従業員数－雇用するひとり親家庭の親の数

（２）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

（３）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。